

都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業の財源として課税する目的税であるため、本市では一般会計の歳出において下記のとおり各事業に充当している。

(単位：千円)

	平成28年度 予算額	都市計画税 充当額	事業に対する 充当率
都市計画税（歳入）	506,567		
都市計画事業（歳出）	1,385,776	506,567	36.6%
8款 土木費	1,143,301	416,500	36.4%
2項 道路橋りょう費	46,200	8,982	19.4%
3目 道路新設改良費	46,200	8,982	19.4%
道路新設改良事業	46,200	8,982	19.4%
4項 都市計画費	1,097,101	407,518	37.1%
2目 土地区画整理費	75,006	27,861	37.1%
インター北土地区画整理事業特別会計繰出金	33,836	12,568	37.1%
駅北本郷土地区画整理事業特別会計繰出金	41,170	15,293	37.1%
6目 公共下水道費	1,022,095	379,657	37.1%
下水道事業特別会計繰出金	1,022,095	379,657	37.1%
11款 公債費	242,475	90,067	37.1%
1項 公債費	242,475	90,067	37.1%
1目 元金	225,898	83,909	37.1%
市債償還元金（都市計画事業分）	225,898	83,909	37.1%
2目 利子	16,577	6,158	37.1%
市債償還利子（都市計画事業分）	16,577	6,158	37.1%

※都市計画税は、各都市計画事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。